

下水道使用料改定 Q & A

Q1	前回の値上げはいつですか？	P2
Q2	なぜこの時期に使用料を改定するのですか？	P2
Q3	なぜ値上げ率20%なのですか？	P2
Q4	必要な資金は経営努力で何とかすべきではないのでしょうか。これまで企業局として何か経営努力をしてきたのですか？	P3
Q5	値上げした分を何に使うのですか？	P4
Q6	なぜ公共下水道と農業集落排水施設で使用料が違うのですか？	P4
Q7	使用料を値上げしないとどうなるのですか？	P4
Q8	人口減少や節水などで汚水排水量が減少しているのに、なぜ使用料が高くなるのですか？	P5
Q9	使用料改定で赤字は解消するのですか？	P5
Q10	今後も使用料の改定（値上げ）を行うのですか？	P5
Q11	市民の理解を得るための取り組みはしてきたのですか？	P6
Q12	宇城市の使用料は、他の自治体と比べて高いのですか？	P6
Q13	いつから値上がりするのですか？	P7
Q14	一般的にはどのくらい値上がりするのですか？	P7
Q15	水道料金も改定するのですか？	P8
Q16	口座振替割引等の割引制度はないのですか？	P8
Q17	クレジット払いやキャッシュレス決済はできないのですか？	P8
Q18	節水しているのに、基本料金を一律に請求されるのは不合理ではないですか？	P9

Q1 前回の値上げはいつですか？

消費税対応を除き、公共下水道は平成22年に、農業集落排水施設は平成20年に使用料を改定しています。

Q2 なぜこの時期に使用料を改定するのですか？

令和6年3月に改定した経営戦略において、現状のままでは健全な事業運営の継続が困難であり、使用料の改定が必要と試算されました。

そのため、令和7年度を使用料見直しの初年度とし、以降3年～5年ごとに改定の必要性を検証することとしています。

Q3 なぜ値上げ率20%なのですか？

令和6年3月に改定した経営戦略では、健全な事業運営を継続していくために、公共下水道で40%、農業集落排水施設で52.4%の使用料改定が必要という試算結果になりました。

これは、令和6年度から15年度までの10年間に必要な経費と収入見込額を計算し、不足分を使用料の改定によってまかなうという考え方です。

試算結果をそのまま適用した場合、使用者の皆さまへの影響が大きいことから、公共下水道の試算結果である40%を基準に、まずはその半分の20%を改定率として設定しました。

また、現行の使用料体系を維持しつつ、公共下水道、農業集落排水施設それぞれ一律20%を乗じて、皆さまのご負担を得ることが、公平な手法であると考えました。

Q4 必要な資金は経営努力で何とかすべきではないのでしょうか。これまで企業局として何か経営努力をしてきたのですか？

市では、民間委託などによる業務の効率化や組織のスリム化など経費削減を図ることで、約15年間下水道使用料を値上げすることなく据え置いてきました。

●民間委託による業務の効率化：

処理場・マンホールポンプ場の維持管理を委託

●サービスの維持・向上：

手続きのオンライン申請や使用料支払いのコンビニ納付やスマホアプリ決済を開始

●組織のスリム化

平成19年度（19人）から令和5年度までで11人削減

それでも恒常的な収入不足は解消できず、税金による多額の赤字補てんを受けています。（令和5年度決算で2億6,000万円）。

今後、人口減少や節水機器の普及により使用料収入が減収。一方で、物価高騰などの影響により維持管理費は増加し、老朽化が進む処理場や下水道管の更新に多額の費用がかかります。

令和6年3月に改定した経営戦略でも、現状のままでは健全な事業運営の継続が困難であり、使用料の改定が必要との試算になり、経営努力だけでは対応できないと判断させていただきました。

Q5 値上げした分を何に使うのですか？

下水道事業の安定経営のため、下水道施設の更新・耐震化及び基幹管路の耐震化などに計画的に使用します。

Q6 なぜ公共下水道と農業集落排水施設で使用料が違うのですか？

公共下水道は使用水量をもとに、農業集落排水施設は使用人数をもとに使用料を計算しており、お住まいの地区によって異なります。

農業集落排水の計算方法は、合併前に旧町で採用されたもので、井戸水の世帯も多く、全ての世帯へのメーター設置が難しいことから、使用人数により計算しています。

Q7 使用料を値上げしないとどうなるのですか？

毎年、赤字額が増額し、下水道施設や下水道管の更新、耐震化などが実施できなくなることで、下水道機能が低下します。

また、赤字補てんも増え、下水道を使用していない皆さまからの税金をさらに投入することになります。

使用料を値上げすることで、税金の使い道についての不公平感を解消するほか、他の公共事業に税金を活用することができるようになります。

Q8 人口減少や節水などで汚水排水量が減少しているのに、なぜ使用料が高くなるのですか？

下水道事業は、汚水排水量が減ったからといって、すぐに設備を小さいものに替え、経費を抑えて使用料収入の減少を補うことが難しい事業です。

また、老朽化した施設の更新や耐震化を計画的に実施していくための支出が膨らむため、使用料改定をしなければ今後も赤字はさらに拡大します。

下水道事業は市民の皆さま、市内事業者の皆さまからの使用料で支えられており、今回最低限の値上げをお願いせざるを得ない状況となりました。

Q9 使用料改定で赤字は解消するのですか？

使用料を20%値上げするだけでは赤字は解消しませんが、税金による赤字補てんの削減に繋がります。

また、一般会計繰入金の算出方法について、国が定める基準として一定の金額を確保できるよう見直しを行いました。

見直し後の繰入金と使用料改定により収益は増額となるため、維持管理費や人件費の削減など支出面の取組を強化することで、早期の黒字化を目指します。

Q10 今後も使用料の改定（値上げ）を行うのですか？

今後は、人口減少による使用料の減収、維持管理費や施設更新費用の増加といった中長期的な経営見通しなども踏まえ、適正な下水道使用料水準が確保できるように、概ね3年～5年ごとに検証や見直しを行うこととしています。

Q11 市民の理解を得るための取り組みはしてきたのですか？

本市では、市民の皆さまの理解を得るために以下の取組をしています。

下水道事業の中長期経営計画である「宇城市下水道事業経営戦略」を令和6年3月に改定し、将来の事業環境や経営の基本方針、投資・財政計画について取りまとめ、市のホームページで市民の皆さまにお示ししています。

経営の健全性・効率性や老朽化の状況について、類似団体平均との比較分析を行っている「経営比較分析表」を毎年度作成し、市のホームページでの掲載を行っています。

広報うき令和6年6月号及び市のホームページで、下水道事業の経営状況について、決算を基にお知らせしています。

今後は、このような情報についてもより多くの市民の皆さまにご覧いただき、ご理解をいただけるようさらに努めてまいります。

Q12 宇城市の使用料は、他の自治体と比べて高いのですか？

公共下水道（特定環境保全公共下水道除く）は、熊本県内19市町の中で、改定前は13番目、改定後は4番目に高い使用料となっています。

特定環境保全公共下水道は、熊本県内18市町村の中で、改定前は2番目に安い使用料でしたが、改定後は9番目に高い使用料となっています。

農業集落排水施設は、熊本県内20市町村の中で、改定前は10番目、改定後は4番目に高い使用料となっています。

Q13 いつから値上がりするのですか？

令和7年5月請求分（公共下水道は4月使用分、農業集落排水施設は5月の使用人数確定分）から新しい使用料を適用します。

Q14 一般的にはどのくらい値上がりするのですか？

現行から「基本料金」、「超過使用料金」及び「使用人数に応じた料金」をそれぞれ一律20%引き上げます。

平均的なご家庭のモデルケース

* 公共下水道 … 使用水量が1ヵ月で 20 m³の場合

（改定前）3,140 円（基本料金 1,250 円＋超過使用料金 1,896 円）

（改定後）3,780 円（基本料金 1,500 円＋超過使用料金 2,280 円）

（増加額）月 640 円（年 7,680 円）

* 農業集落排水施設… 使用人数が3人の場合

（改定前）3,560 円（基本料金 1,677 円＋使用人数に応じた料金 1,890 円）

（改定後）4,280 円（基本料金 2,012 円＋使用人数に応じた料金 2,268 円）

（増加額）月 720 円（年 8,640 円）

ただし、実際の使用水量・使用人数によって使用料は異なりますので、別添の新旧下水道使用料早見表をご覧ください。

Q15 水道料金も改定するのですか？

一部地域において、令和5年4月使用分から水道料金を改定しているため、今回の改定は下水道使用料のみとなります。

Q16 口座振替割引等の割引制度はないのですか？

口座振替割引の制度はありませんが、下水道使用料の支払いは口座振替が大変便利です。ぜひご利用ください。

Q17 クレジット払いやキャッシュレス決済はできないのですか？

クレジットカードでの支払いは取り扱っておりません。クレジット会社等関連会社に支払う収納手数料が高額であるため、宇城市の税金等の支払いにおいても同様に取り扱いしていません。

従来どおりの『納付書』もしくは『口座振替』での支払いに加え、『コンビニ納付』及び『スマホアプリ決済』が可能です。スマホアプリ決済の利用可能アプリは、LINEPay、PayPay、auPay、d払い、FamiPayなどです。

Q18 節水しているのに、基本料金を一律に請求されるのは不合理ではないですか？

本市では、下水道の普及促進による生活環境の改善、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を図るために、固定的にかかる経費分としての「基本料金」と、使用水量に応じた超過使用料金（公共下水道）、使用人数に応じた料金（農業集落排水施設）から構成される二部使用料制を採用しています。

下水道処理施設や下水道管の維持管理・更新、検針業務など費用の大部分は、使用水量や使用人数が多い少ないにかかわらず必要であるため、負担の公平性を図る観点から「基本料金」を一律にご負担いただいています。